

## 委託契約書(案)

- 1 業務の名称 令和4年度赤土等流出防止対策検証事業委託業務
- 2 履行期間 契約締結の日から令和5年3月17日
- 3 契約金額 金 円  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円)  
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 4 契約保証金 契約保証金として委託金額の100分の10を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、受託者が沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は、この限りではない。

上記の委託業務について、委託者 沖縄県知事 玉城 康裕(以下「甲」という)と受託者 (以下「乙」という)は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 住所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
氏名 沖縄県知事 玉城 康裕

受託者 住所  
氏名

(総則)

第1条 乙は、別添「令和4年度赤土等流出防止対策検証事業委託業務仕様書」(以下「委託仕様書」という。)に基づき、上記の委託金額及び履行期間内で当初の業務を完了しなければならない。

(実施計画書)

第2条 乙は、委託仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む業務計画書を本契約締結後14日以内に甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 事業の内容
- (2) 事業の実施方法
- (3) 事業の推進体制
- (4) 事業スケジュール

2 乙は、甲の承認を得た業務計画書に基づいて委託業務を実施しなければならない。

(委託費の経費区分)

第3条 委託費の経費区分は、別表のとおりとする。

(実施計画の変更)

第4条 乙は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ甲に申し出、協議するものとする。

- (1) 前条で定める委託費の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20%以内の流用増減であって、あらかじめ甲に報告したものを除く。
- (2) その他の事情変更により、委託業務の内容を変更しようとするとき。

2 前項の協議が整った場合、乙は速やかに実施計画書の変更内容を記載した書面を甲に提出し、甲は乙に対して承認の通知をするものとする。

(再委託の制限)

第5条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

ただし、甲が仕様書で示した軽微な業務を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負させた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負させた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(暴力団の排除)

第6条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
  - (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 乙は、本契約に関する再委託の受任者(再委託以降の全ての受任者及び再委託以降の全ての受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下「受任者」という。)が、排除対象者(前項の各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに受任者との契約を解除し、又は受任者に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
  - 3 甲は、乙が受任者が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは受任者の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは受任者に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は受任者が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は受任者をして、これを拒否させるととも

に、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(権利の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合には、この限りではない。

2 乙は、この契約の履行に関し、知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(成果物の帰属)

第9条 この契約の履行によって作成された報告書及びその他の成果は、甲に帰属するものとする。

(著作権)

第10条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者の著作権又はその他の権利の対象となっている物件又は方法を使用するときは、必要な手続きをとるなど、その使用に関して責任を負うものとする。

2 乙がこの委託業務により取得した著作権は、甲が承継するものとする。

(委託業務の調査等)

第11条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

2 甲は、前項の規定による報告の結果、必要があると認めるときは、乙に対し適当な措置をとるべきことを指示することができる。

(委託業務の変更、中止等)

第12条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、若しくは委託業務を一時中止し又はこれを打ちきることができる。この場合において、履行期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲乙事前に協議するものとする。

(業務完了報告書等の提出)

第13条 乙は、業務が完了して10日を経過した日又は令和5年3月17日のいずれか早い日までに、委託業務完了報告書(経費の内訳書を含む)を甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果の報告に関して必要があると認めるときは、更に詳細な説明を乙に求めることができるものとする。

(額の確定等)

第14条 甲は、前条第1項の報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、委託業務内容及び条件等に適合すると認めたときは、支払うべき委託費の額を確定し、乙に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の委託費の額を確定した場合において、既にその額を超える委託費が支払われているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。
- 3 甲は、乙がこの委託契約による委託事業の実施により収益を得た場合には、その収入となった額について返納させることができる。

(委託料の支払い)

第 15 条 委託料の支払いは、前条第 1 項の通知後、乙からの請求に基づき、所定の手続きを経て 30 日以内に支払わなければならない。

- 2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、委託費の金額の 9 割を限度として概算払いをすることができるものとし、請求を受理した日から 30 日以内に支払わなければならない。

(損害の負担)

第 16 条 委託業務の処理にあたって発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第 17 条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により、委託期間満了のときまでに委託業務を完了する事ができない場合において、甲が履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、乙から履行遅延金を徴収して、履行期間を延長することができる。

- 2 前項の履行遅滞金は、乙の遅延日数につき、契約金額に年(365日)2.5%の割合で計算した額とする。

(契約の解除及び違約金)

第 18 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、履行期限内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がなく契約締結後 10 日以内に委託業務に着手しないとき。
- (3) 前各項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、委託料の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(帳簿等の整備)

第 19 条 乙は、委託業務の経理状況を明らかにするため、業務計画書ごとの帳簿を備え、支出額を費目毎、種別毎に区分して記載するとともに、その支出を証する書類を整理し、委託業務が完了又は委託業務の廃止の承認を受けた日の会計年度の翌日から 5 年間保管し、甲の要求があるときは、甲の指定する期日までに提出しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第 20 条 甲は、引き渡された成果品に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合、乙に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、第 13 条の規定による引渡しを受けた日から 3 年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は 10 年とする。
- 3 甲は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 第 1 項の規定は、成果品の契約不適合が仕様書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

- 第 21 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。
- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行おうことができる。

(補則)

- 第 22 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(別表)

委託費の経費区分票

経費区分	内 容
1. 直接人件費	本委託業務に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
2. 直接経費 (1)旅費 (2)委員会費 (3)消耗品費 (4)使用料及び賃借料 (5)役務費 (6)外注費 (7)その他特別費	(1)旅費 本業務従事者に対する業務実施に必要な交通費、宿泊費、日当等 (2)委員会費 検討委員会の運営に要した委員謝金、委員旅費、会議室借上費等の経費 (3)消耗品費 必要な物品の購入や報告書等の印刷製本に関する経費 (4)使用料及び賃借量 調査に使用する機器や説明会等のための会議室借上費等の経費 (5)役務費 通信運搬費等の経費 (6)外注費 調査等の請負外注に係る経費 (7)その他特別費 (1)～(6)の各経費の他、本業務の実施にあたり特に直接必要と認められる経費
3. 一般管理費	本業務実施に必要な経費の中で、証憑書類による確認が困難な経費（当該事業とその他事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時に一定割合で認める経費。 「1. 直接人件費」＋「2. 直接経費（印刷製本費除く）」の合計額の10%以内とする。
4. 再委託費	受託者が直接実施できない内容の再委託に係る経費
5. 消費税及び 地方消費税	上記1. ～4. の項目に係る消費税及び地方消費税